

## 下関市 P C B 含有電気機器等適正処理促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下関市 P C B 含有電気機器等適正処理促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、下関市補助金等交付規則（平成 2 5 年規則第 6 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金は、下関市内においてポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）の濃度分析を行う者に対し、その費用の一部を補助することにより、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、もって市民の健康の保護及び生活環境の保全の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第 1 に掲げる P C B を含有するおそれのある電気機器等（以下「電気機器等」という。）を市内の事業所において保管する中小企業者等（別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たす者をいう。以下同じ。）が、P C B の含有の有無、濃度等を把握するために当該電気機器等の分析を行う事業とする。ただし、次条第 1 項の規定による事前審査申請書の提出前に着手されたものを除く。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の区分及び交付額は、別表第 3 に定めるとおりとする。

3 第 1 項の分析は、別表第 4 に掲げる機関が、別表第 5 に定める方法により実施したものでなければならない。

(事前審査の申請)

第 4 条 補助金の交付を申請しようとする中小企業者等は、あらかじめ下関市 P C B 含有電気機器等適正処理促進事業事前審査申請書（様式第 1 号）に事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前審査申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付しようとする予定額（以下「補助金交付内示額」という。）を定め、当

該提出を行った中小企業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付内示額を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知に当たって、補助金の交付に必要と認める条件を付することができる。

（事業の着手及び変更等承認の申請）

第5条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに事前審査申請書に記載した事業（以下「事業」という。）に着手しなければならない。

2 補助事業者は、事業について、次に掲げる変更をしようとする場合又は事業の中止若しくは廃止をしようとする場合には、あらかじめ、下関市PCB含有電気機器等適正処理促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更について、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付内示額の変更を要する対象経費の変更又は対象経費の20%を超える変更
- (2) 分析を実施する電気機器等の変更
- (3) 電気機器等に含有されるPCBの分析の実施機関又は方法の変更
- (4) その他事業内容の大幅な変更

3 補助事業者は、事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第2項の申請書の提出又は前項の書類を受けた場合で必要があると認めるときは、前条第2項の規定による補助金交付内示額の決定を取り消し、又はこれに付した条件を変更することができる。

5 前項の場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（補助金の実績報告及び交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに下関市PCB含有電気機器等適正処理促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式

第3号)を提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、事業の成果が適当でないと認めるときは、当該事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

5 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付する。

(関係書類の整備等)

第10条 補助事業者は、事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 事前審査の申請、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは事業の施行に関し必要な指示をし、又は第10条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

1	製造メーカーからPCBを含有していない旨の確認を得ることができないトランス等の電気機器（銘板等がないため、製造メーカー、型式等を確認することができないトランス等の電気機器を含む。）
2	1に掲げる電気機器以外の電気機器であって、含有されるPCBの濃度等を把握することが必要と認められるもの

別表第2（第3条関係）

区 分		要 件
1	会社法 (平成17 年法律第 86号)第2 条第1号 の会社	(1) 製造業・その他の業種 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 資本金又は出資の総額が3億円以下 イ 常時使用する従業員の数が300人以下
		(2) 卸売業 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 資本金又は出資の総額が1億円以下 イ 常時使用する従業員の数が100人以下
		(3) ゴム製造業 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 資本金又は出資の総額が3億円以下 イ 常時使用する従業員の数が900人以下
		(4) 旅館業 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 資本金又は出資の総額が5千万円以下 イ 常時使用する従業員の数が200人以下
		(5) 小売業 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 資本金又は出資の総額が5千万円以下 イ 常時使用する従業員の数が50人以下
		(6) サービス業 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 資本金又は出資の総額が5千万円以下 イ 常時使用する従業員の数が100人以下
		(7) (1)から(6)までの業種について共通して満たす必要のある要件 次のいずれの基準にも該当しない者であること。 ア 業種区分ごとの要件を満たす会社法法人以外の会社法法人(以下「大企業者」という。)の所有に係る株式の数の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の出資の金額の出資の総額に対する割合が1/2以上であること。 イ アに掲げる基準を満たす者(以下「みなし大企業者」という。)との間にみなし大企業者による完全支配関係(法人税法(昭和40年法律第34号)第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。)があること。 ウ 大企業者との間にみなし大企業者又は大企業者による完全支配関係があること。
2	個人	1の(1)から(6)までの業種の区分に応じ、それぞれイに掲げる基準を満たすこと。
3	学校法人、宗教法人、医療法人及び社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下であること。

4	中小企業団体等	<p>次のいずれかに該当する団体であること。</p> <p>(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）</p> <p>(2) 特別の法律により設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者（(1)に掲げる団体を除く。）の2/3以上が1又は2の区分の要件を満たすもの（農業協同組合、漁業協同組合）</p>
---	---------	---

別表第3（第3条関係）

対象経費	交付額
電気機器等に含有されるPCBの分析に要する委託料（試料の採取及び運搬に要する経費を含む。）	<p>次のうち、いずれか少ない金額</p> <p>(1) 対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に補助率2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）</p> <p>(2) 分析した電気機器等の台数に15,000円を乗じて得た額</p>

別表第4（第3条関係）

1	計量法（平成4年法律第51号）に基づき、特定計量証明事業者としての認定を受けた分析機関（自ら分析を行う者に限る。）
2	計量法に基づき、計量証明事業者としての認定を受けた分析機関（自ら分析を行う者に限る。）

別表第5（第3条関係）

1	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）別表第2に定める方法
2	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定マニュアル第3版（環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に定める方法（迅速判定法を除く。）